尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル実施要領

１　目的

この要領は、尾道市立地適正化計画作成支援業務（以下「本業務」という。）について、本市のまちづくりの方向性や地域特性を踏まえて、高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有し、最も優れた企画提案を行った事業者を受託候補者に選定するため、公募型プロポーザルの実施に関する必要な事項を定めたものである。

２　業務概要

（1）業務名称

尾道市立地適正化計画作成支援業務

（2）業務内容

尾道市立地適正化計画作成支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

※提案の内容や予算の都合により、仕様書の内容を変更する必要が生じた場合は、発注者と受注者による協議のうえ、変更になる場合があります。

（3）履行期間

契約締結日から令和８年３月31日まで

（4）見積限度額

３０，５００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（令和６年度　１９，０００千円、令和７年度　１１，５００千円）

※本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではありません。

３　参加資格

本業務委託に係るプロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。また、共同企業体で参加する場合は、次の(1)～(5)の要件をすべての構成員が、(6)～(7)の要件を代表者が満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（3）尾道市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

（4）尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

（5）令和５・６年度尾道市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿の「その他コンサル」部門に登録されており、営業所等が広島県内にあること。

（6）平成30年度以降において、地方自治体が発注した次の業務履行実績を有すること。

・防災指針を位置づけた立地適正化計画作成支援業務又は改定支援業務

（7）配置予定技術者については、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することと

し、次の要件を満たすこと。

①管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

②管理技術者及び照査技術者は、平成 30 年度以降において、地方自治体が発注した立地適正化計画作成支援業務又は改定支援業務について、技術者としての履行経験を有すること。

4　スケジュール（予定）

内　　容	期　限　等
公募の開始（実施要領等の公表、配布開始）	令和 6 年 6 月 25 日（火）
実施要領などに係る質問提出期限	令和 6 年 7 月 2 日（火）
質問に対する回答	令和 6 年 7 月 5 日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 6 年 7 月 12 日（金）
第一次審査（書面審査）結果通知	令和 6 年 7 月 19 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 6 年 7 月 26 日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 8 月 7 日（水）
選定結果通知	令和 6 年 8 月中旬

※スケジュールについては、変更する場合があります。（変更時は、直接連絡します。）

5　質問及び回答

仕様書等に対して質問がある場合は、次により質問書（様式第 1 号）を提出できる。

（1）提出方法

質問書に記入の上、電子メールにて提出することとし、口頭又はＦＡＸによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル質問書」とし、質問者はまちづくり推進課に送信の旨を電話により連絡すること。

（2）提出期限

令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 5 時まで（必着）

（3）送信先

尾道市建設部まちづくり推進課（「13. 担当部署」参照）へ電子メールで提出。

（4）回答方法

質問者を非公開とした上で、随時、尾道市ホームページに掲載する。

6　参加表明書等の提出

（1）提出書類（証明書類は写しを可とする。）

ア　参加表明書（様式第 2 号）

イ　会社概要書（様式第 3 号）

ウ　関連業務の実績（様式第 4 号）

エ　技術者の資格・業務実績調書(様式第 5-1 号、第 5-2 号、第 5-3 号)

※共同企業体での応募の場合、併せて次の書類も提出すること。

オ　共同企業体構成届出書（様式第６号）

キ　共同企業体申請に係る構成団体の委任状（様式第７号）

カ　共同企業体協定書（任意様式）

※共同企業体協定書については参考様式第１号を参考に作成すること。

(2) 提出部数

様式第２号	原本１部
様式第３号～第７号、共同体協定書	原本１部、副本５部

(3) 提出場所・方法

まちづくり推進課まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

※持参による受付は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第 34 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時までとする。

(4) 提出期限

令和６年７月 12 日（金）午後５時まで（必着）

7　第一次審査（書面審査）

(1) 選定方法

「(別紙）尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。)」の第一次審査の評価項目により評価を行い、一定基準に達している提案者を選考する。

(2) 第一次審査の選定結果の通知

全ての参加希望者に令和６年７月 19 日（金）までに文書により通知する。

なお、選定結果等についての疑義や問い合わせについては一切受け付けない。

8　企画提案書の提出

(1) 提出書類

「7.（2）第一次審査の選定結果の通知」により、第二次審査対象者として選定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア　企画提案書提出届（様式第８号）

イ　企画提案書（任意様式）

ウ　企画提案概要書（任意提出）

エ　見積書（様式第９号）

オ　業務体制・業務工程表（任意様式）

(2) 企画提案書の記載項目

企画提案書の作成にあたっては、別紙仕様書を参考とし、評価基準のうち、「2.業務提案内容」の評価項目について提案すること。あわせて、次の内容についても考慮すること。

■本市の地域特性や施策を踏まえたまちづくり方針

本市は、中山間地域から尾道水道周辺を経て島しょ部に至るまで様々な地域特性を有している。近年、人口減少・少子高齢化が進展するなか、そのような地域特性を活かして、子育て支援や教育環境の充実等の安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めている。

さらに、本市特有の歴史・文化資源や景観の保全、整備等にも取り組んでおり、そうし

た取組がまちなかの賑わいに繋がり、国内外から多くの観光客が訪れている。

また、誰もが幸せを実感できるまちづくりを進めるため、令和6年度からウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の視点を取り入れたまちづくりを推進している。

このような本市の地域特性や施策を踏まえたまちづくり方針とすること。

(3) 様式

様式はA4判（縦・横問わない）とする。なお、書式・書体は自由形式とし、総ページ数は15枚以内（表紙は枚数に含めない）とする。(両面印刷不可)

また、企画提案書とは別に、企画提案書の内容を簡潔にまとめた概要版を作成してもよい。なお、書式・書体は自由形式とし、A3判（縦・横問わない）1枚でまとめること。(両面印刷不可)

(4) 留意事項

ア　提出された企画提案書は、提出期限までは自由に変更することができるが、提出期限を過ぎた後は、変更することはできない。

イ　提出する企画提案書は、各参加者1提案とする。

ウ　提出する企画提案書については、提出者が特定可能な内容（会社名、ロゴマーク等）を記入しないこと。

(5) 提出部数

原本1部、副本5部

(6) 提出場所・方法

まちづくり推進課まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

※持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(7) 提出期限

令和6年7月26日（金）午後5時まで（必着）

9　第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 選定方法

「尾道市立地適正化計画作成支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。)」において、評価基準の評価項目により評価を行う。

(2) 日程

令和6年8月7日（水）

(3) 時間及び会場

別途通知

(4) プレゼンテーションの実施方法

ア　出席者は3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、実際に本業務を行う予定の者とする。

イ　プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書を用いて行い、発表時間は各参加者につき30分程度（提案説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。なお、企画提案書の当日の差替え、追加は認めない。

ウ　プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、モニター、HDMI

ケーブル、ホワイトボードを備えているが、その他必要なもの（パソコン等）がある場合は、提案者自身で準備をすること。

（5）審査結果

本プロポーザルの審査は、選定委員会において、第一次審査及び第二次審査による評価を行い、得点の総計が最も高い者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者として決定する。

ただし、最高得点者が２者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、本プロポーザルの参加者が１者の場合は、得点の総計を踏まえ、選考委員会で適否を判断するものとする。

（6）第二次審査の審査結果の通知

審査結果は、審査後２週間以内に企画提案書提出者全員へ文書にて通知するとともに、尾道市ホームページにおいて公表する。

<公表事項>最優秀提案者及び優秀提案者について、名称及び合計点

10　契約

最優秀提案者の決定後、提案内容に基づき、契約条件等について最優秀提案者と協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者と協議が整わない場合や最優秀提案者が失格要件に該当した場合には、発注者は最優秀提案者との協議を打ち切り、次点の者と順次交渉するものとする。

11　失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。

（1）提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
（2）参加資格を満たさない者から提出されたもの。
（3）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
（4）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
（5）許容された表現内容以外の表現方法が用いられているもの。
（6）虚偽の内容が記載されているもの。
（7）提案された見積金額が見積限度額を超過している場合。
（8）正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合。
（9）契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合。
（10）この要領に定められた以外の手法により、選定委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
（11）その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられるおそれがある場合。

12　その他

（1）提出された書類は返還しない。
（2）提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
（3）提出期限後の質問及び書類の追加・修正には原則応じない。
（4）提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。

(5) 審査の結果は、受託候補者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。

(6) 参加表明書の提出以降、辞退する場合は速やかに辞退届（様式第 10 号）を提出すること。

(7) 提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成 12 年条例第 8 号）の規定に基づく開示請求があった場合は、開示することがある。

13　担当部署

尾道市建設部まちづくり推進課　担当：明野、藤本

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号

電話番号：0848-38-9223

E-Mail: toshi@city.onomichi.hiroshima.jp